

節電への対応

◆政府方針（平成 23 年 5 月 13 日 経済産業省公表）

- ・原則、昨年の 7～9 月の平日 9 時から 20 時における使用最大電力から 15%削減した電力量を使用電力の上限とする。（使用最大電力の値は 1 時間単位で計算）
- ・期間：平成 23 年 7 月 1 日（金）～9 月 22 日（木）

◆静岡県方針（平成 23 年 5 月 26 日 経営管理部長発）

- ・東京電力管内の施設については、政府の方針に従った節電対策に取り組む。
- ・中部電力管内の施設についても、原則▲15%削減を目標に掲げ、積極的な節電に取り組む。（業務に支障のある場合は、設定可能な最大値を節電目標とする）

◆本会の対応

県の方針に基づき、各指定管理施設と協議しながら、下記の対応を検討していく

1 節電への取り組み

（1）昼間の照明について

- ・執務エリアの窓際、通路は原則消灯する。（手元が見づらい場合を除く）
- ・窓際、通路以外にも手元が見づらくなければ消灯を心掛ける。
- ・使用していないエリアは消灯を徹底する。（諸室、給湯室、トイレ、倉庫等）
- ・開館前、時間外は必要な部分のみ点灯する。
- ・利用施設、廊下、ホール等は利用者の安全を確保しつつ支障のない範囲で消灯を徹底する。
- ・上記を踏まえ、設置されている蛍光灯について、安全を確保しつつ可能な限り間引きを実施する。

（2）空調について

- ・業務エリア及びロビー等の設定温度は冷房 28℃（暖房 19℃）を徹底する。ただし、利用施設、防災機器等特別な空調を要するものについてはこの限りではない
- ・使用していないエリアの空調は停止する。（水泳場）
- ・デマンド制御にて、設定デマンド（昨対比 15%減）値を超えそうな場合（設定値の 90%）、共用部及び事務所の空調を順次停止する。（業務に支障がある場合を除く）
- ・冷水出口温度設定を 7℃から 9℃に変更する。（武道館）

（3）OA 機器について

- ・パソコンのモニター輝度を落とす。
- ・パソコン、プリンタ、コピー機及び印刷機等の省エネモードの設定をする。（自動のモニターオフ等）
- ・長時間席を離れるときは、電源を切る。

(4) 電気機器について

- ・未使用時には主電源を切る。
- ・支障ないプラグはコンセントから抜く。
- ・冷蔵庫は弱設定とする。
- ・電気ポット、電子レンジ、コーヒーマーカ等の使用については制限をする。

(5) エレベーターの使用について

- ・エレベーターは原則利用しないこととする。ただし、障害者及び高齢者についてはこの限りではない。
- ・夜間、休日等支障のない範囲でエレベーターを休止する。

(6) 自動販売機について

- ・各指定管理施設に設置されている自動販売機について、昼間の時間（9時から17時）について原則消灯するよう設置業者と協議をする。

2 軽装の奨励及び職員の休暇取得の促進

- ・勤務中の軽装（クールビス等）について、各指定管理施設の状況に応じて一層の推進を図る。
- ・休暇の取得は、OA 機器等の節電にも寄与することから、年次有給休暇を取得できるよう職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。

3 節電啓発

- ・各施設管理施設の長は職場チェックを実施する。
- ・節電の取り組み内容、目標を職場に掲示するなど啓発に努める。
- ・職員同士が節電対策の実施を相互確認する。また、利用者への啓発も同時に実施する。